

議案第 120 号大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第 120 号「大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を説明します。

資料 2 ページをお願いいたします。

はじめに、改正の経緯についてご説明いたします。

「景観法」の改正が含まれた「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 5 月 27 日に公布されました。この改正により、繰下げが生じた項及び号を引用している大津市景観法施行条例について、所要の整理を行うものです。

次に改正の概要についてご説明いたします。

条例の改正内容としましては、大津市景観法施行条例第 7 条及び第 10 条について、法律を引用している部分の項及び号ずれの整理を行います。

施行日は、本条例の公布の日、または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日のいずれか遅い日としています。

資料 3 ページをお願いいたします。

こちらが、改正条文の新旧対照表です。

「景観法」において、これまで第 16 条第 7 項であった条文が第 16 条第 8 項に、第 16 条第 7 項第 11 号であった条文が第 16 条第 8 項第 12 号に改正されたことにより、同項及び同号を引用する本市景観法施行条例についても改正の必要が生じたものです。

以上、説明といたします。